

【2019年度 青森県医療費適正化計画（第三期）の進捗状況】

1. 県民の健康の保持の推進に関する目標

目標項目	目標値	取組課題	直近の状況	次年度以降の改善														
特定健康診査の実施率	68%以上（R5年度） <table border="1" data-bbox="430 325 807 388"> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> <tr> <td>47.3</td> <td>50.8</td> <td>54.2</td> <td>57.7</td> <td>61.1</td> <td>64.6</td> <td>68.0</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保 60%以上 ・国保組合 70%以上 ・協会けんぽ 65%以上 ・健保組合 90%以上 ・共済組合 90%以上 	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	47.3	50.8	54.2	57.7	61.1	64.6	68.0	<p>【県】新聞、ラジオ等情報媒体を活用した普及啓発</p> <p>【保険者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早朝・休日実施、がん検診との同日実施、自己負担の減額・無料化、健診日に冲どめにするなど地域実態に合わせた実施、健診未受診者への再受診勧奨等 ・早朝7時健診開始、健診受診者に対する人間ドック等のその他検診の費用助成、集団検診時に車で送迎、漁業者優先・女性専用等の検診日設定、健診異常値放置者や健康状態不明者を抽出し訪問指導等による受診勧奨、未受診者への受診勧奨通知に年齢や病歴を基に注意を要する疾病等をメッセージ形式で記載。 ・医療機関との連携（医師会との連携による健診実施医療機関の増加等） ・配偶者健診を被保険者同様に無料で実施、被扶養者に市町村の健診日程を配布、ショッピングセンターを活用したまちかど健診 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保については、受診率が低い層への受診勧奨対策が必要である。被用者保険については、被扶養者の受診率が低いことから、被扶養者へ受診券が確実に届き、受診に繋がるような取組を推進する必要がある。 	49.1%（平成30年度） 【参考】47.3%（平成29年度） （平成30年度） <ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保 38.0% ・国保組合 33.0% ・協会けんぽ 57.1% ・健保組合 86.9% ・共済組合 84.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ・受診率が高い保険者については、より一層の受診率向上に向けた取り組みを実施する。 ・市町村国保については、受診率が低い層（未受診者）への受診勧奨への取組強化が必要である。（受診者の固定化への対応） ・被用者保険については、被扶養者の受診率が低いことから、被扶養者に対する受診勧奨への取組強化が必要である。 ・各保険者の医療費適正化に向けた取組について、保険者協議会調査検討部会で検討し、その内容を各保険者で共有していく。 ・受診者が固定化しており、若年層に対する受診勧奨方法の検討が必要である。
H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5												
47.3	50.8	54.2	57.7	61.1	64.6	68.0												
特定保健指導の実施率	45%以上（R5年度） <table border="1" data-bbox="430 850 807 913"> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> <tr> <td>24.4</td> <td>27.8</td> <td>31.3</td> <td>34.7</td> <td>38.1</td> <td>41.6</td> <td>45.0</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保 60%以上 ・国保組合 30%以上 ・協会けんぽ 35%以上 ・健保組合 85%以上 ・共済組合 45%以上 	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	24.4	27.8	31.3	34.7	38.1	41.6	45.0	<p>【県】新聞、ラジオ等の情報媒体を活用した広報</p> <p>【保険者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的支援の対象者に対し、中間評価時に無料の血液検査 ・医療機関受診者向けの保健指導の勧奨通知を作成、医療機関での保健指導を実施 ・所属所訪問型の特定保健指導、・健診当日の初回面談実施の勧奨 ・体重、腹囲の数値が一定以上減少した場合取り組み報奨提供 ・対象者の都合に合わせて、土日・祝日、夜間対応等 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標値を達成するため、更に取組を強化していく必要がある。 	27.3%（平成30年度） 【参考】24.4%（平成29年度） （平成30年度） <ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保 46.2% ・国保組合 3.3% ・協会けんぽ 21.5% ・健保組合 89.2% ・共済組合 27.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導実施率が高い保険者については、より一層の実施率向上に向けた取組を実施する。 ・保健指導実施率が低い保険者については、健診当日や結果説明会当日に初回面接を実施するなど、保健指導実施率向上に向けた取組強化が必要である。 ・特定健康診査受診のため来場した被保険者に特定保健指導を実施する場合は、意識変容のための面接者のスキルアップが必要 ・各保険者の医療費適正化に向けた取組について、保険者協議会調査検討部会で検討し、その内容を各保険者で共有していく。
H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5												
24.4	27.8	31.3	34.7	38.1	41.6	45.0												
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（特定保健指導対象者の割合の減少率をいう。）（対20年度比）	25%以上の減少（R5年度） <table border="1" data-bbox="430 1270 807 1333"> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> <tr> <td>14.0</td> <td>15.8</td> <td>17.6</td> <td>19.5</td> <td>21.3</td> <td>23.1</td> <td>25.0</td> </tr> </table>	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	14.0	15.8	17.6	19.5	21.3	23.1	25.0	<p>①メタボリックシンドロームに関する知識の普及啓発</p> <p>被保険者等がメタボリックシンドロームに関する知識を深め、栄養、運動などの生活習慣の改善に向けた行動変容ができるよう、様々な機会を捉えた普及啓発を行う。</p> <p>②栄養・食生活の改善及び身体活動・運動の推進</p> <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養・食生活の実態等を把握するための調査を市町村や関係団体と協力して行い、県の実状にあった問題解決策を講じる ・適正体重の維持や身体を動かす必要性についての正しい知識等の普及啓発 ・個人の取組を促す関係団体との連携強化に係る取組を実施する。 <p>【保険者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の改善に向けた運動教室や栄養教室開催等の取組の機会を提供し、開催後のフォローを行うなど、継続的な参加を促進する取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体病院とコラボし、メディコトリム事業を実施 ・BMIの変化を評価し、目標達成者に記念品を贈呈 ・県との連携による職場の血圧・脈拍測定促進事業の実施、健康宣言事業所を中心とした健康づくり出前講座の実施、特定保健指導利用者への血液検査費用補助 ・健診結果通知時に、健診結果説明会や個別面接予約等、早期に電話勧奨。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期計画において、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率の目標値について、特定保健指導対象者の割合の減少率を平成20年度比で25%以上と定めており、更に取組を強化していく必要がある。 	15.00%（平成30年度） 【参考】14.01%（平成29年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のため、県はメタボリックシンドロームに関する知識に関する普及啓発、個人の取組を促す関係団体との連携強化に係る取組、各保険者は生活習慣の改善・運動習慣の啓発などの取組強化が必要である。 ・各保険者は生活習慣の改善に向けた運動教室や栄養教室開催等を実施しているが、男性の参加を促す取組が必要である。また、各保険者の医療費適正化に向けた取組について、保険者協議会調査検討部会で検討し、その内容を各保険者で共有していく。
H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5												
14.0	15.8	17.6	19.5	21.3	23.1	25.0												

【2019年度 青森県医療費適正化計画（第三期）の進捗状況】

1. 県民の健康の保持の推進に関する目標

目標項目	目標値	取組		直近の状況	次年度以降の改善
		課題			
喫煙防止対策					
・成人の喫煙率	男性23%以下、女性5%以下 (R4年度)	①喫煙が健康に及ぼす影響に関する正しい知識の普及啓発 喫煙による健康への影響に関する正しい知識を普及啓発するための取組を行う。 ②禁煙支援 【県】市町村や保険者に対し、禁煙治療を保険適用できる医療機関、支援薬局の照会等、禁煙に関する情報提供等の普及啓発を行う 【保険者等】 ・保健事業の場等で禁煙の助言や情報提供を行う ・妊婦及びその家族に対する禁煙指導。禁煙外来に要した費用の助成 ・ICTを活用した在宅型禁煙プログラムの提供 ・公益財団法人日本対がん協会主催の「らくらく禁煙コンテスト」参加者に対し費用の一部を助成 ・小・中学校で禁煙教室実施、成人式で喫煙アンケート実施	(平成28年度) 男性34.9% 女性11.5%	・妊婦の喫煙率減少と産後の再喫煙防止、同居者の喫煙防止に向けて継続的な禁煙支援を働きかける取組の定着が必要である。 ・健康増進法改正による受動喫煙防止対策の強化を踏まえた対策を推進していく。	
・未成年者の喫煙率	0% (R4年度)				中1男子 0.2% (令和元年度) 0.2% (平成27年度) 女子 0.0% (令和元年度) 0.2% (平成27年度) 高3男子 0.9% (令和元年度) 1.1% (平成27年度) 女子 0.7% (令和元年度) 0.3% (平成27年度)
・妊娠中の喫煙率	0% (R4年度)				【課題】 ・成人の喫煙率について、本県の喫煙習慣のある人の割合は、全国平均(平成28年度 男性30.2%、女性8.2%)と比較すると、男性で4.7ポイント、女性で3.3ポイント高くなっている。本県の喫煙率は全国平均と比較しても依然として高い状況である。 ・未成年者及び妊娠中の喫煙率について、平成23年度と比較すると減少傾向にあるものの、目標値達成までに更なる取組が必要である。
・受動喫煙防止対策(施設内禁煙)を実施している施設の割合	100% (R4年度)	【県】空気クリーン施設(受動喫煙防止対策実施施設)の認証 【保険者等】市町村内公共施設等の施設内禁煙 本県において、受動喫煙防止のために施設禁煙している施設の割合について、平成23年度と比較すると、右欄の施設全てにおいて増加し、事業所以外では90%を超えているが、事業所では50%程度に留まっている。	県庁舎 100.0% (令和元年度) 50.9% (平成23年度) 市町村庁舎 100.0% (令和元年度) 45.0% (平成23年度) 文化施設 96.6% (令和元年度) 78.1% (平成23年度) 教育・保育施設 98.5% (令和元年度) 92.0% (平成23年度) 医療機関 93.3% (令和元年度) 73.3% (平成23年度) 事業所(50人以上) 50.0% (令和元年度) 17.6% (平成23年度) 事業所(50人未満) 54.1% (令和元年度) 27.5% (平成23年度)		
予防接種の推進	複数のワクチンに関する正しい知識の啓発及び広域予防接種体制の充実を図ることにより、予防接種を促進	【県】県広報媒体を活用した普及啓発、妊娠を予定する方やその同居家族等を対象として風しん予防接種が必要な方を抽出するための風しん抗体検査を実施する市町村への支援、広域予防接種体制を継続して実施するため、医師会と市町村が締結する契約に関する調整 【保険者等】予防接種が受けられる場所や機関について積極的な情報提供、ワクチン接種費用の一部助成 【課題】感染症の予防や重症化防止のために予防接種が重要であることから、予防接種に関する正しい知識の啓発及び広域予防接種体制の充実を図る必要がある。	—	・予防接種に関する正しい知識の啓発及び広域予防接種体制の充実を図る。 ・感染症の予防のための施策を推進するため、感染症発生動向調査を実施し、感染症に関する情報の収集、分析及び提供を行っていく。	

【2019年度 青森県医療費適正化計画（第三期）の進捗状況】

1. 県民の健康の保持の推進に関する目標

目標項目	目標値	取組		直近の状況	次年度以降の改善
		課題			
生活習慣病等の重症化予防の推進					
・糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数	185人（R4年度）	<p>①生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底</p> <p>【県】生活習慣病重症化に関する知識を深められる機会を捉えた普及啓発</p> <p>【保険者等】生活習慣病予防のための対策を推進、特定健診や健康教室などの場での早期発見・保健事業による重症化予防を実施、対象者への積極的な受診勧奨及び保健事業の実施</p> <p>②糖尿病重症化予防対策</p> <p>【県】県医師会・県糖尿病対策推進会議・県の三者による連携協定の締結、青森県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定、「オール青森で糖尿病リテラシー向上事業」による全県的な糖尿病リテラシー向上キャンペーンを実施</p> <p>【保険者等】糖尿病性腎症重症化予防事業の実施、都市医師会等の関係団体との連携協定の締結、対象者への積極的な受診勧奨及び保健指導実施</p> <p>③高齢者の低栄養防止・重症化予防対策</p> <p>【広域連合・市町村】脳梗塞の発症予防事業（対象者を抽出し、生活指導や医療機関への受診勧奨を実施）フレイル対策（訪問歯科診療・指導の実施）</p>	210人（令和元年度）	【参考】187人（平成30年度）	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病重症化に関する啓発、生活習慣病予防のための推進、特定健診等において要精検となった者（糖尿病等の生活習慣病が疑われる者）への積極的な受診勧奨及び保健指導を着実に実施していく必要がある。 広域連合では、令和2年度に県内13市町村と委託契約を結び、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行っており、他の市町村においても実施の準備を進めている。
		【課題】30年度（187人）と比較して、糖尿病性腎症による年間新規透析患者数は増加したことから、重症化予防の取組を更に推進する必要がある。			

2 医療の効率的な提供の推進に関する目標

目標項目	目標値	取組		直近の状況	次年度以降の改善														
		課題																	
後発医薬品の安心使用促進 後発医薬品の使用割合	80%以上（R5年度）	<table border="1"> <tr> <td>H29</td><td>H30</td><td>R元</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td>74.3</td><td>75.2</td><td>76.2</td><td>77.1</td><td>78.1</td><td>79.0</td><td>80.0</td> </tr> </table> <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品に対する知識の普及など県内の後発医薬品の安心使用促進の環境整備 「青森県後発医薬品安心使用促進協議会」において、使用促進にあたっての課題整理、必要な方策の検討の実施。 <p>【保険者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者証を送付する際のパフレットや希望シール・カードを同封すること等による啓発 医療費差額通知の送付等による後発医薬品の使用促進 <p>（国保連に委託し、年6回差額通知） 被用者保険と連携協力に関する協定に基づき、合同で調剤薬局を訪問し利用促進の依頼と現状把握に努める</p>	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	74.3	75.2	76.2	77.1	78.1	79.0	80.0	80.8%（令和元年度）	【参考】78.4%（平成30年度）	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き後発医薬品の知識の普及・啓発を行っていく。また、保険者協議会において、後発医薬品の使用に関する国の動向を踏まえ、今後の取組について協議するとともに、各保険者で共有していく。
H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5													
74.3	75.2	76.2	77.1	78.1	79.0	80.0													
医薬品の適正使用の推進	患者や医療機関及び薬局に対して、医薬品の適正使用に関する普及啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品の適正使用に関する普及啓発、対象者への訪問指導を実施 <p>（健康祭りで、薬剤師によるお薬相談を実施。 薬剤師を講師に招き、重複投薬や多剤投与について講演。また、薬の管理の仕方を学ぶ「お薬教室」開催。</p>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、医療薬品の適正使用に関する普及啓発を実施するほか、対象者を抽出した上で適正使用に関する相談・訪問指導等を実施していく。 														
		【課題】複数疾患を有する患者は、重複服薬・多剤投与の可能性が高く、副作用の発生や医薬品の飲み残しなどに繋がる場合もあることから、患者や医療機関及び薬局に対して、医薬品の適正使用に関する普及啓発を推進する。																	